

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案要綱

第一 独立行政法人海洋研究開発機構法の一部改正

(第一条関係)

一 法律の題名及び法人の名称の変更

法人の名称を独立行政法人海洋・防災研究開発機構（以下「海洋・防災研究開発機構」という。）に改称するとともに、法律の題名を独立行政法人海洋・防災研究開発機構法に改めること。

二 定義

この法律において「防災科学技術」とは、天災地変その他自然現象により生ずる災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及びこれらの災害を復旧すること（以下「防災」という。）に関する科学技術をいうとすること。

三 海洋・防災研究開発機構の目的

海洋・防災研究開発機構は、平和と福祉の理念に基づき、海洋及び防災に関する基礎研究（科学技術に関する基礎研究をいう。以下同じ。）及び基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術及び防災科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研

究の発展に資することを目的とすること。

四 役員

海洋・防災研究開発機構に、役員として、理事四人以内を置くことができるものとする。

五 海洋・防災研究開発機構の業務の範囲

海洋・防災研究開発機構は、三の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- (一) 海洋に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。
- (二) 防災に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。
- (三) (一)及び(二)に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (四) 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し、船舶の運航その他の協力を行うこと。
- (五) 海洋・防災研究開発機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供すること。
- (六) 海洋科学技術及び防災科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

と。

(七) 海洋科学技術及び防災科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供する。

(八) 防災科学技術に関する研究開発を行う者の要請に応じ、職員を派遣してその者が行う防災科学技術に関する研究開発に協力すること。

(九) (一)から(八)までの業務に附帯する業務を行うこと。

第二 独立行政法人国立高等専門学校機構法の一部改正

(第二条関係)

宮城工業高等専門学校及び仙台電波工業高等専門学校を統合して仙台高等専門学校を、富山工業高等専門学校及び富山商船高等専門学校を統合して富山高等専門学校を、高松工業高等専門学校及び詫間電波工業高等専門学校を統合して香川高等専門学校を、熊本電波工業高等専門学校及び八代工業高等専門学校を統合して熊本高等専門学校をそれぞれ新設すること。

第三 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部改正

(第三条関係)

一 法律の題名及び法人の名称の変更

法人の名称を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「大学改革支援・学位授与機構」という。）に改称するとともに、法律の題名を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に改めること。

二 大学改革支援・学位授与機構の目的

大学改革支援・学位授与機構は、大学等（大学、高等専門学校及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付等を行うことにより、その教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、あわせて、学校教育法第百四条第四項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とすること。

三 大学改革支援・学位授与機構の業務の範囲

大学改革支援・学位授与機構は、二の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

(一) 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、

その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

(二) 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。

(三) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（以下「施設費貸付事業」という。）を行うこと。

(四) 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（以下「施設費交付事業」という。）を行うこと。

(五) 学校教育法第百四条第四項の規定により、学位を授与すること。

(六) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価、高等教育に係る財政、国立大学法人等の財務及び経営並びに学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

(七) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

- (八) 国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、情報提供その他の業務を行うこと。
- (九) (一)から(八)までの業務に附帯する業務を行うこと。

四 区分経理

施設費貸付事業及び施設費交付事業について経理を区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

五 利益及び損失の処理の特例等

利益及び損失の処理の特例等について、所要の規定を設けること。

六 長期借入金及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券

- 1 施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券（2において「債券」という。）を発行することができるものとする。

2 その他長期借入金及び債券について、所要の規定を設けること。

3 債務保証及び償還計画について、所要の規定を設けること。

七 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

三の(四)の規定により大学改革支援・学位授与機構が交付する資金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用すること。

八 財務大臣との協議

文部科学大臣が認可等を行うおうとする場合に、財務大臣に協議すべきことを定めること。

九 罰則

所要の罰則規定を設けること。

十 大学改革支援・学位授与機構の業務に関する特例等

業務に関する特例等について、所要の規定を設けること。

第四 独立行政法人国立国語研究所法及び独立行政法人メディア教育開発センター法の廃止

次に掲げる法律は、廃止するものとする。

(第四条関係)

(一) 独立行政法人国立国語研究所法

(二) 独立行政法人メディア教育開発センター法

第五 附則

一 施行期日

この法律は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。ただし、附則の一部の規定を除き、第二、第四の(一)及び附則の一部の規定については平成二十一年十月一日から、第一、第三及び附則の一部の規定については平成二十二年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 独立行政法人防災科学技術研究所等の解散等

独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立言語研究所及び独立行政法人メディア教育開発センターは、この法律の施行の時(独立行政法人防災科学技術研究所及び独立行政法人国立大学財務・経営センターにあつては平成二十二年四月一日、独立行政法人国立言語研究所にあつては平成二十一年十月一日)において解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、それぞれ海洋・防災研究開発機構、大学改革支援・学位授与機構、大学共同利用機関法人人間文化研究機構及び放送大学学園が承継するものとする。

(附則第二条関係)

三 独立行政法人防災科学技術研究所法及び独立行政法人国立大学財務・経営センター法の廃止

次に掲げる法律は、廃止するものとする。

(附則第十四条関係)

(一) 独立行政法人防災科学技術研究所法

(二) 独立行政法人国立大学財務・経営センター法

四 その他所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うものとする。